

大 槌 商 工 会

令和 2 年 度 会 報 No. 6

上閉伊郡大槌町新町 38-1

TEL : 0193-42-2536

FAX : 0193-42-3424

発行日 : 令和 3 年 2 月 19 日

令和 2 年 分 の 確 定 申 告 に つ い て

税務署における受付期間は今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和 2 年分所得税の確定申告期間に重なるため、確定申告会場における混雑回避を図る観点から申告期間が令和 3 年 2 月 16 日(火)～4 月 15 日(木)まで延長となっております。

これに伴い、納税日も下記の通り変更となっております。

○ 申告期限・納付期限

| 税 目 | 当 初 | 延 長 後 |
|-------------------|--------------------|--------------------|
| 申 告 所 得 税 | 令和 3 年 3 月 15 日(月) | 令和 3 年 4 月 15 日(木) |
| 個 人 事 業 者 の 消 費 税 | 令和 3 年 3 月 31 日(水) | |
| 贈 与 税 | 令和 3 年 3 月 15 日(月) | |

○ 振替日

| 税 目 | 当 初 | 延 長 後 |
|-------------------|--------------------|--------------------|
| 申 告 所 得 税 | 令和 3 年 4 月 19 日(月) | 令和 3 年 5 月 31 日(月) |
| 個 人 事 業 者 の 消 費 税 | 令和 3 年 4 月 23 日(金) | 令和 3 年 5 月 24 日(月) |

決算個別指導会のお知らせ（個人事業主の確定申告を支援します）

今年も決算個別指導会を下記のとおり行います。

| | |
|------|---|
| 日時 | 3月5日(金)まで平日毎日 |
| 場所 | 大槌商工会館 相談室及び研修室 |
| 内容 | 決算書、確定申告書、消費税申告書の作成支援及び電子申告 |
| 持参書類 | 諸帳簿、通帳、保険関係控除証明書、確定申告のお知らせ通知書（税務署より送付）、マイナンバー関係書類 |
| 対象 | 個人事業主 |
| 費用 | 決算書：3,000円～ 確定申告書：2,000円～ 消費税申告書：本則課税 3,000円～ 簡易課税 2,000円～ ※税別料金、各種帳簿の整理状況や作業量によって割増料金が発生する場合があります。 |
| 申込方法 | 事前予約先着優先 お電話にてお申し込みください |
| その他 | 東北税理士会との協議及び協定に基づき、商工会での受付は 3 月 5 日(金)までとなります。それ以降の申告書は直接ご自身で税務署に提出していただくこととなりますのでご注意ください。 |

雇用調整助成金個別相談会を開催します。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、休業や売上減少等などから従業員休業を余儀なくされている町内事業者を対象に個別相談会を下記の通り開催します。

| | |
|------|-----------------------------------|
| 開催日時 | 令和3年3月3日（水）、10日（水） 11：00～15：00 |
| 場所 | 大槌商工会相談室 |
| 講師 | 社会保険労務士 小笠原 裕一 氏 |
| 定員 | 両日4事業所 先着順 |
| 申込方法 | 別添開催案内をご覧ください。 |

新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合**に、休業手当相当額等を助成するものです。

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年2月28日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、この特例措置を

緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末

まで延長いたします。

(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県について、令和3年3月7日までとする緊急事態宣言を実施)

注意点など

○ 休業・教育訓練の場合の助成率

- ・中小企業 : 4/5 (解雇等を行っていない場合は10/10)
- ・大企業 : 2/3 (解雇等を行っていない場合は3/4) (※1)

(※1) 緊急事態宣言対象区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する飲食店等又は生産指標(売上等)が前年又は前々年同期と比べ3か月の平均値で30%以上減少した全国の大企業に関しては、緊急事態宣言対応特例として、**助成率を4/5(解雇等を行っていない場合は10/10)に引き上げます。**

○ 学生アルバイト・パート労働者(※2)も対象(※3)

- (※2) 週の所定労働時間が20時間未満の労働者
- (※3) 「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

○ 緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています。

令和2年度第3次補正予算における事業者支援施策について

令和3年1月28日に成立した第3次補正予算では、引き続き「事業者の資金繰り」や、

売上が減少した中小・小規模事業者等の資金繰りを引き続き支援します！

実質無利子・無担保融資の
申込期限を延長します

民間金融機関：2021年3月まで
日本政策金融公庫等：当面2021年前半まで

さらに、
経営改善やビジネスモデルの転換等
に伴う資金繰りを支援します

具体的な例

＜信用保証制度＞

- 中小企業者が今後のアクションプランを作成し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に、保証料を大幅に引き下げる制度を創設します。

＜日本公庫等による融資＞

- 業態転換や新規事業等生産性向上に向けた設備投資を実施する場合に、日本公庫等の適用利率が、当初2年間0.5%引き下げになります。

➡ 詳細は裏面をチェック！

令和2年度3次補正予算において措置
(今後内容が変更等される場合があります。)

保証制度

- 金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に、保証料を大幅に引き下げる制度を創設。
- 事業再生計画を実行するために必要な資金を保証付融資で支援する「経営改善サポート保証」の据置期間を5年に延長した上で、保証料を大幅に引き下げ。

| | ① | ② |
|-------------|---|--|
| 保証限度額 | 4,000万円 | 2.8億円 |
| 保証期間 | 10年以内 | 15年以内（一括返済の場合1年以内） |
| 据置期間 | 5年以内 | 5年以内 |
| 金利 | 金融機関所定 | 金融機関所定 |
| 保証料（事業者負担分） | 0.2%（補助前は原則0.85%） | 0.2%（補助前は原則0.8%-1.0%） |
| 売上減少要件 | ▲15% | - |
| その他 | ・セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けていること ・今後前の組む事項（アクションプラン）を作成すること ・金融機関が継続的な伴走支援をすること | 中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実施すること |

融資制度

- （1）設備資金貸付利率特例制度の創設
- 新事業や業態転換等、生産性向上に資する設備投資を実施する場合の適用利率について、各貸付制度の適用利率から当初2年間▲0.5%限度額：各貸付制度の限度額（中小事業7.2億円、国民事業7,200万円等）

（2）企業再建資金の拡充

- 再生支援協議会等公的支援機関の関与の下事業再生に取り組む場合、基準金利から▲0.9%
- 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業等を利用して経営改善に取り組む場合、基準金利から▲0.65%

（3）事業承継・集約・活性化支援資金の拡充

- 事業引継ぎ支援センター等の支援を受けて付加価値向上計画を策定し、事業の承継・集約を実施する場合、基準金利から▲0.65%
- コロナの影響等により事業継続が困難となっている事業者から事業の承継・集約を実施する場合、基準金利から▲0.4%（小規模からの承継の場合▲0.65%）

（4）観光産業等生産性向上資金の拡充

- 観光産業等を営む者が、事業計画を策定し生産性向上に向けた取組みを図る場合、基準金利から▲0.4%

※基準利率：中小事業1.11%、国民事業1.86%（担保の有無等によって適用利率は変動）
＜令和2年12月1日現在、貸付期間5年以内の標準的な利率＞

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら「生産性の向上を図る企業への支援」

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら
生産性の向上を図る企業を応援

中小企業生産性革命推進事業

感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援するため、「特別枠」を新特別枠「低感染リスク型ビジネス枠」に改稱します！（現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

✓ ものづくり補助金

通常枠 補助上限1,000万円、補助率1/2（小規模2/3）
低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限1,000万円、補助率2/3
* 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等

✓ 持続化補助金

通常枠 補助上限50万円、補助率2/3
低感染リスク型ビジネス枠** 補助上限100万円、補助率3/4
** ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組や、感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援。

✓ IT導入補助金

通常枠 補助上限450万円、補助率1/2
低感染リスク型ビジネス枠*** 補助上限450万円（※）、補助率2/3
※テレワーク対応類型は150万円
*** 複数の業務工程を応範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入や、テレワークを行うため、複数の業務工程にクラウド対応したITツールを導入する取組

様々な設備投資を促す税制

- 生産性向上、DX 中小企業経営強化税制（10%税額控除等）、中小企業投資促進税制（7%税額控除等）を延長
- 地域経済を牽引する企業 地域未来投資促進税制を延長（最大5%税額控除等）

令和2年度3次補正予算・令和3年度税制改正において措置
(今後内容が変更等される場合があります。)

中小企業生産性革命推進事業の活用イメージ

ものづくり補助金

通常枠

- 複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発。
- 「食べられるクッキー生地のコヒーカップ」の製造機械を新たに導入。

担当課：中小企業庁 技術・経営革新課（03-3501-1816）

低感染リスクビジネス枠

- AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換。

持続化補助金

通常枠

- 宿泊・飲食事業等を行う旅館にて、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。
- 飲食業がそばの前処理の安定化、時間短縮化を図るため、そば粉の製粉に使用する機械を一新。

担当課：中小企業庁 小規模企業振興課（03-3501-2036）

低感染リスクビジネス枠

- 飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りを設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。
- 旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト可能にするための商品開発を実施。

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠のみを対象となる。

IT導入補助金

通常枠

- 経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
- 労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。

担当課：商務・情報サービスG サービス政策課（03-3580-3922）

低感染リスクビジネス枠

- 顧客対応や決済業務における顧客と従業員間の接触機会を低減し、より効率的に実施できるような「通訳注文ツール」、「キャッシュレス決済ツール」、「会計管理ツール」の同時導入。

税制

①＜生産性・DX＞中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制

| 設備の種類 (税額控除) | 機械装置 (160万円以上) | ソフトウェア (70万円以上) | 器具備品・工具 (30万円以上) | 建物附属設備 (60万円以上) |
|-----------------|--|--------------------|---------------------|--------------------|
| 【中小企業経営強化税制】 | 即時償却又は税額控除10%（※7%） ＜計画認定手続を柔軟化＞ | | | |
| 【中小企業投資促進税制】 | 30%特別償却又は税額控除7% （※30%特別償却の適用） ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加 | | | |

■を付した部分は、経費向上計画の認定が必要 ※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

②＜地域経済を牽引する企業向け＞地域未来投資促進税制

- 地域活性化に貢献する事業について、建物・機械等を新設・増設した場合、特別償却又は税額控除を適用。
- 先進性の要件を客観化・明確化する上で、サプライチェーン強化の類型を追加。

| 対象設備 | 特別償却 | 税額控除 |
|-------------|------|------|
| 機械装置・器具備品 | 40% | 4% |
| 上乗せ要件を満たす場合 | 50% | 5% |
| 建物・附属設備・備品 | 20% | 2% |

担当課：①中小企業庁 財務課（03-3501-5803）
②地域経済産業G地域企業高度化推進課（03-3501-0645）

等へ予算措置が行われます。詳しくは商工会までお問い合わせください。



ムダを省いたオールインワン補償「ビジネス総合保険」なら
新型コロナウイルスも補償します!

商工会の

ビジネス総合保険

- 商工会のスケールメリットを生かした割安な保険料水準!
- 包括的な補償で手続きがとっても簡単!
- 保険期間途中での変更手続きが不要で、とっても安心!
- 新型コロナウイルス感染症による損失、リコール費用、情報漏えい補償など
時代に求められる特約を用意。

さまざまなリスクをスッキリまとめて補償



第三者に対する損害賠償

製造物責任などの、業務上の
偶然的事故による
財物損壊等の賠償責任を補償!



万が一の休業損害

偶然的事故による
休業損害を補償!
(営業自粛は対象外です)



財物の損害

偶然的事故による
商品等の損害を補償!

※商品設計や補償内容等については引受保険会社ごとに異なります

制度運営

全国商工会連合会

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

お問合せ先

各地商工会

商工会名簿

検索

●このチラシは、本制度の概要を示したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧くださいとともに詳細は引受保険会社の約款、パンフレットに従います。